○法務省告示第二十七号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十九年一月十八日

法務大臣　金田　勝年

一　実施法人　日本司法書士会連合会
二　名　称　第十六回司法書士特別研修
三　期　間　平成二十九年一月二十九日から同年三月五日まで
四　内　容　基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義を実施する。

○外務省告示第十九号

ミャンマー連邦共和国政府は、昭和五十五年三月三日にウィーン及びニューヨークで署名のために開放された「核物質の防護に関する条約」の加入書を平成二十八年十二月六日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年一月五日にミャンマー連邦共和国について効力を生じた。

（平成二十八年十二月十五日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十九年一月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十号

ミャンマー連邦共和国政府は、平成十七年七月八日にウィーンで採択された「核物質の防護に関する条約の改正」の批准書を平成二十八年十二月六日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同改正は、平成二十九年一月五日にミャンマー連邦共和国について効力を生じた。

（平成二十八年十二月十五日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十九年一月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十一号

平成二十九年一月五日にザンジバルで、第二次ザンジバル・マリンディ港魚市場改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次ザンジバル・マリンディ港魚市場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　窪田博之在タンザニア臨時代理大使

タンザニア側　ハミス・ムッサ・オマール　ザンジバル財務計画次官

平成二十九年一月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十二号

国際連合安全保障理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件（平成二十八年外務省告示第九十九号）に関し、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十八年四月一日閣議決定）等により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の七に従い、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が平成二十八年十二月十七日に行った決定に基づき、平成二十八年外務省告示第九十九号を次のように改正する。

平成二十九年一月十八日

外務大臣　岸田　文雄

別表の4.、5.、6.、15.及び23.を次のように改める。

（別表）

4.　削除
5.　削除
6.　削除
15.　削除
23.　削除

○農林水産省告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県丹生郡越前町血ケ平一四八字新谷ノ奥一、二の一、二の二、三、一四九字狸口一の一、一の二、一の五から一の一まで、一五〇字松尾一の一、一五一字大平一、二の一、二の二、二の四、一五二字尻梨谷一の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一四九字狸口一の九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年一月十七日農林水産省告示第六十七号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成七年一月十七日農林水産省告示第六十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月十八日

農林水産大臣　山本　有二